2026年11月13日

各　　位

東京都中野区本町一丁目32番2号
会社名　アクセルマーク株式会社
代表者名　代表取締役社長　坂　達典
（コード番号：3624　東証グロース）
問合せ先　取締役管理本部長　横谷　玲音
（TEL 03-5354-3351）

（訂正）「決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2026年10月22日に公表いたしました「決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」の記載内容について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

１．訂正の理由

当社の決算期（事業年度の末日）の変更に伴う経過期間となる第35期事業年度（2026年10月1日から2027年12月31日まで）につきましては、2027年３月には定時株主総会を開催せず、2026年12月31日は定時株主総会の議決権の基準日及び剰余金の配当の基準日とはなりません。第35期定時株主総会は、2027年12月31日を議決権の基準日として、2028年３月に開催する予定であります。

この点に関する経過措置が定款変更案の附則に明記されておらず、変更後の定款の文言上、2026年12月31日を基準日として2027年３月に定時株主総会を招集するものと誤解されるおそれがあることから、附則に経過措置を追加するとともに、関連する記載を訂正するものであります。

２．訂正の内容

（１）「１．変更の内容」

＜訂正前＞

当社の決算期（事業年度の末日）を、現行の毎年９月30日から毎年12月31日に変更いたします。これに伴い、決算期変更の経過期間となる第35期事業年度は、2026年10月1日から2027年12月31日までの15か月間となります。

＜訂正後＞

当社の決算期（事業年度の末日）を、現行の毎年９月30日から毎年12月31日に変更いたします。これに伴い、決算期変更の経過期間となる第35期事業年度は、2026年10月1日から2027年12月31日までの15か月間となります。なお、2027年３月に定時株主総会は開催せず、2026年12月31日は定時株主総会の議決権の基準日及び剰余金の配当の基準日とはなりません。第35期定時株主総会は、2027年12月31日を議決権の基準日として、2028年３月に開催する予定であります。

（2）「3．定款変更の内容」（附則）

＜訂正前＞

現行定款	変更案
附則 （新設）	附則 （事業年度に関する経過措置） 第 37 条（事業年度）の規定にかかわらず、第 35 期事業年度は、2026 年 10 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までとする。 ②本条は、第 35 期事業年度終了後、これを削除する。

＜訂正後＞

現行定款	変更案
附則 （新設）	附則 （決算期の変更に伴う経過措置） 第２条　第 37 条（事業年度）の規定にかかわらず、第 35 期事業年度は、2026 年 10 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までとする。 ②　第 12 条（招集）及び第 13 条（定時株主総会の基準日）の規定にかかわらず、2027 年３月には定時株主総会を招集せず、2026 年 12 月 31 日は定時株主総会の議決権の基準日としない。第 35 期事業年度に関する定時株主総会は、2027 年 12 月 31 日を議決権の基準日として、2028 年３月に招集する。 ③　第 21 条（任期）の規定にかかわらず、2026 年 12 月 23 日開催の第 34 回定時株主総会において選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2026 年 10 月 1 日から始まる第 35 期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ④　第 34 条（任期）の規定にかかわらず、2026 年 12 月 23 日開催の第 34 回定時株主総会において選任（再任されたものとみなされた場合を含む。）された会計監査人の任期は、2026 年 10 月 1 日から始まる第 35 期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ⑤　第 39 条（剰余金の配当の基準日）の規定にかかわらず、2026 年 12 月 31 日は期末配当の基準日としない。第 35 期事業年度に係る期末配当の基準日は、2027 年 12 月 31 日とする。 ⑥　本条は、第 35 期定時株主総会の終結の時をもって、これを削除する。

以上

＜本リリースに関するお問い合わせ先＞
アクセルマーク株式会社 経営管理部
メール：ir@axelmark.co.jp